

②不倫の末子どもまで産んでしまったことを強制認知させた！

▼タイトル

【漫画】不倫の末に妊娠した私。妻との離婚を約束した彼の突然の裏切り→自分から断った子どもの認知と養育を数年後に認めさせた話

▼登場人物(3名)

・ さくら

→女性、本作の主人公。

・ 彼

→男性、さくらの不倫相手。

・ 妻

→女性、彼の妻。

・ 弁護士

→性別不問(要相談)、さくらの味方。

▼本編

【01】

さくら(ナレーション)：

私はさくら。シングルマザーで4歳の子供と暮らしています。

子どもの父親は、以前勤めていた職場の上司です。

妻子持ちだった彼とは不倫の関係を結んでいました。

当時は彼の事を心から愛しており、彼の言うこと全てが私の心の支えになっていたと思います。

当初から妻との離婚を約束してくれた彼と、いつかは家族になれることを夢見ていた私との関係は“不倫”のまま特に進展なく月日だけが流れていたのですが…

【02】

さくら：

「わたし、あなたとの赤ちゃんを妊娠してるみたい、出来れば奥さんと離婚のはなし…」

さくら(ナレーション)：

離婚を一向に切り出せない彼に妊娠を告げることはかなり抵抗がありました。

それでも私のことを本当に愛している彼なら決断に至ってほしいと言う強い思いもあったのです。

しかし、彼はうつむいたままで私が期待していた言葉もなく終始無言のまま…

さくら：

「例え、今の奥さんと別れなくてもいい、認知も養育費もいらない。
独りでもわたしは、あなたの子どもを産むつもりだから」

【03】

彼：

「覚悟はしていたけど、いざ目の当たりにするとどう言葉にすればいいのか悩んだ。
ただ、さくらには子どもを産んでほしいと思ってる。これを機に妻に離婚のことを話してみ
るよ。余計な心配をかけて、本当にすまない」

さくら：

「嬉しい、ありがとう」

さくら(ナレーション)：

今の関係が壊れても構わないと言う覚悟で私が放った言葉が彼の心を後押ししたのだと思
いました。結果として、私が望んでいた言葉を彼の口から聞くことが出来たのです。
これでわたしたちも幸せな家庭に一步近づけたのだと…

さくら(ナレーション)：

数日たったある日のことでした。突然、彼から喫茶店に呼び出され、彼のとなりには奥さん
と思しき姿。なんとなく、この後の展開は想像がつかしました。

【04】

彼：

「妻とは離婚できない。君との関係は、これで終わりにしたい」

さくら：

「あなたの子どもが、お腹にはいるんですよ。妻とは離婚する。産んでほしいと言っていた
じゃないですか」

彼；

「僕は君に仕事の相談があると持ち出され、不本意ながら肉体関係に至った。会わなければ、
自傷すると脅されて何度も何度も断れない状況で迫られた。例え、君のお腹に子どもがいた
としても、僕の子どもとは限らない。今度は認知しろと脅すのか。本当に君が悪い、キミが
悪い、キミが悪いんだ」

さくら(ナレーション)：

幸せの絶頂から一転して、急な崖へと投げ出されたような気持ちでした。彼は私の妊娠発覚後、一度は奥さんに離婚の話を持ち掛けたようですが、逆に押し切られるような形で言い切るめられてしまったのでしょうか。

ある事ない事でっち上げの嘘偽りで私を一方的な悪へと陥れようと必死な彼の姿に、これまで私が愛してきた彼の面影は微塵ありませんでした。

既に彼の気持ちは私ではなく、元鞘の奥さんへと戻っているのだと直感ながら強く感じていました。

【05】

奥さん：

「(言葉にならない罵倒の嵐)」

さくら：

「……………」

この時程、ものの数分の出来事が何時間にも長く感じられることはなかったと思います。奥さんからは、止むことのない雨のような罵倒を浴びせられ、既に何を発しているのか言葉の意味も理解することも出来ず、意識が段々と遠のいていく自分を客観視しているような感覚に陥っていました。

【06】

さくら：

「今後、一切彼とは会いません。子供の認知も必要ありません」

さくら(ナレーション)：

そう力なく言い放ち、私はその場を後にしました。

これ以上、どんな理屈を言っても一切覆らないと二人の表情からも感じ取りました。

私が長年愛してきた男がこんなにも酷い人だったなんて…これが彼と会った最後の日となりました。

【07】

さくら：

「事の経緯はおおよそこんな感じです。

その場の勢いで一度は断ったのですが、子どもの健やかな成長を見守りたいと言う思いが日に日に強くなり、やっぱり父親としての認知はしてほしいと考えています」

弁護士：

「わかりました。彼が認知に応じてもらえないのであれば、“強制認知”に踏み切る形となります。強制認知は、民法上“認知の訴え”を提起することになります。

これは、いきなり裁判ということではなく、調整前置主義といって事前に調停という形で話し合いの場で解決する必要があるまして、それが不調に終わって初めて裁判で争うことになります」

さくら：

「そうなんですね」

【08】

弁護士：

「今回の場合だと、ほぼ裁判で争うことになると思われます。現在は DNA 鑑定が確立していますので、その鑑定結果を提出できれば非常に有利な状況となります」

さくら：

「でも、彼が DNA 鑑定をしてくれるとは思えません」

弁護士：

「DNA 鑑定をおこなうには彼の協力も必要となりますが、仮に DNA 鑑定を拒否された場合でも、その対応そのものが親子鑑定を肯定する方向に強く働きます。今までに DNA 鑑定を拒否した場合でも、認知が認められたケースも沢山あります」

<<100%勝てるとは限らないが、DNA 鑑定で有利になる>>

※テロップボードのようなものを挟む

【09】

弁護士：

「続いて、養育費についても簡単にお話しておきますね。養育費の請求ですが、こちらは“認知”されていることが前提条件となります。これは、認知されないと父親との法律上の親子関係が認められず、扶養義務に基づく養育費を請求できないからです」

<<養育費の請求は法律上の親子関係を認知されている必要がある>>

※テロップボードのようなものを挟む

【10】

弁護士：

「他にも、認知が認められた場合でも、原則養育費をさかのぼって請求が認められることは非常に稀なケースと覚えておいてください。理由は、定期請求権たる養育費の法的性質等によるものです」

<<過去の養育費は請求できない>>

※テロップボードのようなものを挟む

【11】

さくら：

「そもそも、私から養育費は必要ないと言ってしまったのですが…」

弁護士：

「最後に相手方とお会いした時ですね。例え、相手方の夫婦に約束していたとしても、あくまで口約束で証拠が明確に残ってないこと、養育費は子どもの生活保護のためのものであり子ども自身に別途請求権が存続していること等によって、“将来分”は請求できる可能性が十分あると考えられます」

【12】

さくら：

「なるほど、色々と参考になるアドバイス、ありがとうございます。あと、不倫をしていたと言う事実が変わりないので、彼の奥さんから改めて慰謝料を請求される可能性はないでしょうか」

弁護士：

「それでは、慰謝料についても簡単にお話しておきますね。あくまで相談者であるさくらさんの立場からお話させていただきますが、相手方の奥様から不倫に対しての慰謝料を請求される可能性はあります」

【13】

さくら：

「そうですか…やっぱり、これからも慰謝料を請求される可能性はあるんですね。彼の奥さんとは、あの時一度お会いした限りで、これまで慰謝料の請求どころか一度も連絡を取り合うことはありませんでした」

弁護士：

「実は、慰謝料としての請求権の時効は、発覚したときから3年となっています。
相手方の奥様とお会いしたときは、既に夫とさくらさんの不倫関係が発覚後のことだと考えられますので、その時点からでも既に4年以上が経過していることから、改めて慰謝料を請求された場合でもそれが認められる可能性は少ないでしょう」

さくら：

「そうなんですね」

【14】

弁護士：

「生まれてきた子どもに罪はありません。不貞行為を認めるつもりはありませんが、過ぎ去った過去よりも今あなたを必要とする人の為にも、まずは相手方とよく話し合ってみてください。それでも解決できないようであれば、私たち弁護士がお手伝いさせていただきます」

さくら：

「本日は色々と教えていただき、ありがとうございました。
子どもの為にも、頑張ってみたいと思います」

【15】

さくら(ナレーション)：

こうして、弁護士さんのアドバイスを受けた私は、父親の認知の為に奮闘。
結果として、裁判までもつれこむ流れとなりましたが、法律上の父子関係が認められ養育費の支払いも今後おこなわれていく形となりました。子どもの笑顔を守る母親としてこれからも前に歩いていこうと思います。